

告 示

埼玉県告示第四百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六号の規定により、
箕和田用土地利用改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名
及び住所について、次のとおり届出があつた。

平成二十七年四月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名	氏名	住 所
理事	関 口 和 正	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百四十一番地一

二 退任

職名	氏名	住 所
理事	吉 川 富 雄	埼玉県入間郡毛呂山町大字箕和田百二十番地一